

虐待防止のための指針

特定非営利活動法人ひびき

1.虐待防止に関する基本的な考え方

当法人及び事業所は、虐待は、人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法等の法令の定めに従い、利用者の人権を尊重し、下記の虐待の定義の内容及び関連する不適切な支援を一切行わないこととする。また、虐待の発生の防止に努めるとともに、早期発見、早期対応、再発防止について、すべての職員がこれらを認識し、本指針を遵守して、福祉の増進に努めるものとする。

2.虐待の定義

(1) 身体的虐待

利用者の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。また、正当な理由もなく身体を拘束すること。

(2) 性的虐待

利用者に猥褻な行為をすること、又は利用者に猥褻な行為をさせること。

(3) 心理的虐待

利用者に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、その他の利用者に心理的な外傷を与える言動を行うこと。

(4) 放棄・放任

意図的、結果的であるかを問わず、行うべきサービス提供を放棄または放任し、利用者の生活環境や身体、精神状態を悪化させること。

(5) 経済的虐待

利用者の財産を不当に処分すること、利用者から不当に財産上の利益を得ること。

3.虐待防止委員会に関する事項

(1) 委員長（責任者）は、各事業所の管理者とする。

(2) 虐待防止マネージャーは、各事業所の支援管理者又は、支援リーダーとする。

(3) 委員会の構成員の中には、必ず、1名以上の理事を加えることとする。

(4) 委員会の構成員の中には、利用者やその家族、第三者委員、その他専門的な知見のある外部の方を加えることが望ましい。

(5) 委員会は、年1回以上、委員長（責任者）が必要と認めた時に開催する。（365日以上間隔を開けないこと）

(6) 身体拘束適正化委員会と一体的に開催する。

(7) 具体的な実施内容及び協議事項等

- ①虐待防止委員会やその他組織に関すること。
 - ②提供するサービスの点検及び虐待に繋がりがねない不適切な支援の改善に関すること。
 - ③虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関すること。
 - ④再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること。
 - ⑤虐待防止、早期発見に向けた取り組みに関すること。
 - ⑥虐待防止のための職員研修の内容に関すること。
 - ⑦虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関すること。
 - ⑧職員が虐待等を把握した場合に、市町村への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関すること。
- (8) 委員会での報告事例や検討内容等について、職員会議や書面回覧等により職員に周知する。

4.虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する虐待防止のための研修内容として、虐待等の防止に関する基礎的内容等の知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき虐待防止の徹底を図る内容とする。
- (2) 虐待防止研修は、年2回以上行う。また、新規採用時には、必ず、虐待防止研修を行うこととする。
- (3) 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、保存する。

5.具体的な研修内容について

- (1) 「倫理綱領」「行動基準」「虐待防止啓発掲示物」の読み合わせを行う。
- (2) 「障害者虐待の防止と対応の手引き」「障害者虐待防止法の理解と対応」「虐待防止マニュアル」「その他の虐待防止研修資料」のいずれかの読み合わせを行う。
- (3) 「虐待にあたると考える行為」「不適切支援」等についてグループディスカッションを行う。(※年1回以上)
- (4) 虐待防止チェックリストで自らの行動や支援を振り返る。
- (5) 職員が外部研修に参加した場合は、伝達研修を実施する。

6.虐待発生時の対応について

- (1) 虐待もしくは虐待が疑われる事案を発見した場合には、利用者の安全・安心の確保を最優先にし、受診が必要な場合は、事故発生時の手順に準じて対応する。
- (2) 管理者は、虐待の実態、経緯、背景等を調査し、再発防止策を事業所として検討する。
- (3) 管理者は、虐待防止委員会において、調査内容、再発防止策について報告を行う。
- (4) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合、再調査又は再検討を管理者に指示する。
- (5) 虐待について法人として対応が必要な場合は、上記の手順を経ずに虐待防止委員会が主導して対応する。
- (6) 虐待について市町村の調査が行われる場合は、管理者が対応する。

7.虐待が発生した場合の報告方法等について

- (1) 職員が他の職員による利用者への虐待を発見した場合、管理者に報告する。虐待者が管理者だった場合は、虐待防止委員に報告する。
- (2) 管理者は、苦情相談窓口を通じての相談や職員からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払ったうえで、虐待を行った本人に事実確認を行う。虐待者が管理者の場合は、虐待防止委員が代行する。また、必要に応じ、関係者から状況等を確認する。これらの確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (3) 調査の結果、虐待等の事象が事実であることが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則に則り必要な措置を講じる。
- (4) 上記を行ったにもかかわらず、善処されない場合や緊急性が高いと判断される場合は、市町村の窓口等外部機関に相談する。
- (5) 調査した内容や、虐待等が発生した経緯を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証するとともに、原因の除去と再発防止策を講じ、職員に周知する。
- (6) 施設内で虐待等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、調査の概要及び再発防止策を併せて市町村に報告する。
- (7) 必要に応じ、関係機関に対して説明し、報告を行う。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧について

本指針は、利用者等がいつでも閲覧できるように玄関付近に掲示し、当法人及び当事業所のホームページでも公表することとする。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

4 に定める研修の他、関係機関等により提供される虐待防止に関する研修会等には積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。